



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第209号 令和2年6月5日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
387	令和2年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
388	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
389	同	同
390	地籍調査の成果を認証した件	同
391	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
392	同	同
393	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課 港にぎわい振興室

【公告】

番号	表題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告	医療政策課

【議会告示】

番号	表題	担当課名
1	特別委員長印を廃棄した件	
2	特別委員長印を新調した件	
3	特別委員長印を廃棄した件	
4	特別委員長印を新調した件	

徳島県告示第三百八十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和二年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和二年六月十九日（金曜日）まで	令和二年六月二十六日（金曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
第二回	令和二年七月二十七日（月曜日）まで	令和二年八月二日（日曜日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第二回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和二年八月一日又は九月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

四 の団体を結成し、又はこれに加入した者
採用予定月

令和二年八月又は九月
五 志願票の受領及び提出先
志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
吉野川市山川町 川田東土地改良区	令和二年五月十五日

徳島県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市阿波町 阿波西部土地改良区	令和二年五月十八日

徳島県告示第三百九十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 美馬市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年

(三) 成果の名称

美馬市脇町字福堂、字池ノ奥、字新山の各一部（福堂地区）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

(四) 調査を行った地域

美馬市脇町字福堂、字池ノ奥、字新山の各一部（福堂地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

2 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年

(三) 成果の名称

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部（口山十八地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部（口山十八地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

3 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年

(三) 成果の名称

美馬市脇町字西大谷、字下大滝、字東大谷の各一部（西大谷地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市脇町字西大谷、字下大滝、字東大谷の各一部（西大谷地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

4 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年 度

(三) 成果の名称

美馬市穴吹町口山字宮内、字知野、字大内の各一部（口山十九地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字宮内、字知野、字大内の各一部（口山十九地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

徳島県告示第三百九十一号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、令和二年徳島県告示第十八号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和二年四月二十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百九十二号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和二年徳島県告示第五十号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和二年五月一日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 1 港湾施設の種類
 保管施設（野積場）
- 2 名称
 港湾関連用地
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
 面積 二四、四三〇平方メートル
- 二 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（一号道路）
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番
- 4 数量及び能力
 延長 一一七・八メートル
 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
 アスファルト舗装
- 三 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（二号道路）
- 3 位置
 徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
 延長 一一七・九メートル
 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
 アスファルト舗装
- 四 1 港湾施設の種類
 臨港交通施設（道路）
- 2 名称
 区画道路（三号道路）
- 3 位置

- 4 数量及び能力
徳島市東沖洲二丁目六七番四
(一) 延長 一一七・九メートル
(二) 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 五 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
区画道路(四号道路)
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 三八四・五メートル
(二) 幅員 七・〇メートル
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 六 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
区画道路(五号道路)
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 二二五・〇メートル
(二) 幅員 四・八メートルから五・八メートルまで
- 5 構造形式
アスファルト舗装
- 七 1 港湾施設の種類
臨港交通施設(道路)
- 2 名称
管理用道路
- 3 位置
徳島市東沖洲二丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四
- 4 数量及び能力
(一) 延長 九〇六・七メートル
(二) 幅員 五・〇メートル
- 5 構造形式
コンクリート舗装
- 八 1 港湾施設の種類

臨港交通施設（道路）

2 名称

進入道路

3 位置

徳島市東沖洲一丁目二三番

4 数量及び能力

(一) 延長 一一六・六メートル

(二) 幅員 七・〇メートル

5 構造形式

アスファルト舗装

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があつたので、次のとおり公告する。
令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

「術中3Dナビゲーション装置一式」について次のとおり一般競争入札に付するので、地方独立行政法人徳島県鳴門病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程により、公告する。

令和二年六月五日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

一 入札に付する事項

- 1 購入物品の件名及び数量
術中3Dナビゲーション装置一式
- 2 購入物品の特質等
仕様書等による。
- 3 納入期限
令和三年三月二十五日（木曜日）
- 4 購入物品の納入場所
地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(一) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者又は地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

(二) 会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

(三) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の2に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七二 八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 用度課

電話番号 〇八八 六八三 〇〇一一
ファクシミリ番号 〇八八 六八三 一八六一

電子メールアドレス youdo@naruto-hsp.jp

2 交付期間

令和二年六月五日（金曜日）から同年七月七日（火曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで

四 問合せ等について

1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 用度課

電話番号 〇八八 六八三 〇〇一一

ファクシミリ番号 〇八八 六八三 一八六一

電子メールアドレス youdo@naruto-hsp.jp

2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

なお、期間については令和二年六月五日（金曜日）から同年六月二十四日（水曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を法人の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。

応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、徳島県の入札参加資格者名簿に記載されていることを証明する書類を提出しなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

(一) 提出期限

令和二年七月七日（火曜日）午後四時

(二) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 用度課

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和二年七月十六日（木曜日）午前十時

- (二) 場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 三階 大会議室
- (三) 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

- (一) 提出期限
令和二年七月十五日（水曜日）午後五時
- (二) 宛先
郵便番号 七七二 八五〇三
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 用度課
- (三) 郵送方法
二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「一式の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

3 入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金
免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「一式の入札書在中」の旨の朱書きがないため、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名押印のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

例

- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
- ウ 「入札物件」で物品の名称及び数量（数量については、特に指定した場合を除

く。の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

オ 印鑑の使用を誤ったもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 委任状を持参しない代理人がした入札

(八) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

9 落札の無効

落札者は、原則として落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内に法人が指定する契約書により契約を締結しなければ、その者の落札は効力を失うものとする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

詳細は、入札説明書等による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Intraoperative 3D navigation device set

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

4:00 p.m., July 7, 2020

3 Date of Tender

10:00 a.m., July 16, 2020

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., July 15, 2020)

4 Contact point for the notice

Tokushima Prefecture Naruto Hospital

32 Kotani, Kurasaki, Mya-cho, Naruto City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-683-0011

徳島県議会告示第一号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和二年三月十日限り、次の公印を廃棄した。

令和二年六月五日

徳島県議会議長

寺 井 正 邨

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会環境対策特別委員会



徳島県議会次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会



徳島県議会告示第二号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和二年三月十日次の公印を新調した。

令和二年六月五日

徳島県議会議長 寺 井 正 邨

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会消費者・環境対策特別委員会



徳島県議会次世代育成・少子高齢化対策特別委員会



徳島県議会告示第三号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和二年四月三十日限り、次の公印を廃棄した。

令和二年六月五日

徳島県議会議長

寺 井 正 邨

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会防災対策特別委員会



徳島県議会告示第四号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和二年四月三十日次の公印を新調した。

令和二年六月五日

徳島県議会議長 寺 井 正 邨

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会防災・感染症対策特別委員会

